平成28年度 第1回富山市障害者自立支援協議会(全体会) 会議録

日 時: 平成28年10月21日(金) 14:00~15:30

場 所:富山市役所東館8階 802会議室

出席者: 宮田伸朗会長、引網純一委員、塚田彰委員、

森 本 滋 委員、堀 惠 一 委員、服 部 隆 則 委員、

藤堂貞昭委員、野尻昭一委員、竹邦子委員、

野 口 雅 司 委員、井 波 博 典 委員、光 江 泰 子 委員、

金 子 かつよ 委員、澤 田 和 秀 委員、大 井 きよみ 委員、

富 田 光 國 委員

欠席者:荻布 知寿子 委員、山 村 敏 博 委員、山 方 功 委員

吉 山 泉 委員

事務局:橋本 福祉保健部長、中村 福祉保健部次長、

中島 障害福祉課長、桜井 障害福祉課課長代理、豊岡 障害福祉課副主幹

遊道 障害福祉課副主幹、石黒 障害福祉課医療係長、

恒川 障害福祉課企画係長、野嶋 障害福祉課主査、薄島 障害福祉課主査

市委託相談支援事業所:

和敬会生活支援センター、セーナー苑 We ネット、自立生活支援センター富山、 富山市障害者福祉センター基幹相談支援室、あすなろセンター、富山市恵光学園、 フィールドラベンダー

議 題:

- (1) 障害福祉の現状について
- (2) 障害福祉関係の法改正
- (3)(仮)富山市まちなか総合ケアセンター障害児支援室
- (4) 障害者の就労支援
- (5) 障害者支援施設の状況
- (6) その他

(会議資料)

- 1 富山市障害者自立支援協議会委員名簿
- 2 座席表
- 3 議事関係資料

議事概要:

- 1、開会
- 2、議事

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今から平成28年度 第1回富山市障害者自立支援協議会を開催いたします。はじめに、橋本福祉保健部長より、あいさつ申し上げます。

(福祉保健部長)

皆さん、こんにちは。ただいま紹介に預かりました福祉保健部長をしております橋本と言います。平成28年度第1回の障害者自立支援協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

はじめに、委員の皆様方には、ご多忙の中、委員の就任にご快諾をいただきまして、 誠にありがとうございました。また、日頃から、本市の福祉行政の推進に格別のご理解、 ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、近年、本格的な人口減少や、少子高齢化が、急速に進展する中、 国では、医療や福祉制度の改革が進められており、

とりわけ障害福祉の分野では、本年四月に「障害者差別解消法」「改正障害者雇用促進法」が施行され、6月には、障害者の自立生活や就労定着の支援を拡充する障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正、八月には乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援を行うよう改正発達障害者支援法が施行されました。

こうした中で、本年7月には、残念ながら神奈川県相模原市の障害者支援施設において、 多くの障害者の方が殺傷されるという痛ましい事件が起き、問題の重大さが認識されて いるところです。

障害福祉を取り巻く本市の現状におきましては、障害福祉サービス利用者の増加に伴い、障害児支援や障害者の就労支援等について、課題が見えてきている状況であります。

本日は、富山市の障害福祉の現状や今後の取り組み等について、課題を共有し、ご協議いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

(事務局)

次に、今年度より、新たに委員を委嘱させていただきましたので、委員の皆様をご紹介させていただきます。

時間の都合上、テーブルに配布しております「富山市障害者自立支援協議会委員名簿」をもってご紹介に変えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 なお、吉山委員さん、山村委員さん、山方委員さん、萩布委員さんにおかれましては、 本日は、ご都合により欠席されております。

それでは議事に移ります。会議に先立ちまして、今回は委員の委嘱が行われてから初めての会議となりますので、本会議の会長選出についてお諮りしたいと思います。

富山市障害者自立支援協議会運営要綱第4条の規定により、会長は、委員の互選により定めることとなっておりますが、皆様いかがいたしましょうか。

(委員)

事務局に一任したいと思います。

(事務局)

それでは、事務局案といたしましては、宮田委員に引き続き会長をお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし (承認の拍手)

(事務局)

ただ今、異議なしということで、ご承認いただきました。それでは、宮田委員に会長をお願いいたします。宮田会長より一言ご挨拶いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(会 長)

宮田でございます。前期に引き続き会長職ということで、大変責任の重さを痛感して おります。先ほどの市のご挨拶にもございましたが、この間非常に急ピッチで障害福祉 に関する法整備が進んでまいりました。ただ、相模原事件のように、意識の面から、あ るいは整備された組織がきちんと動いているかについては、まだまだこれからの課題で あろうと思います。古い話になりますが、昭和56年に国際障害者年というのがありま して、障害者の「完全参加、平等」、そしてノーマライゼーションが謳われ、ハード、ソ フト面でのバリアフリーを進めてまいりましたが、最近、ここに来て逆に差別意識が根 強い、あるいは排他的な傾向が逆に強まっているようなことが一部であります。30年 経って改めて、もう一度原点に戻って障害者はもちろん、障害の有無に関わらずお互い に地域で幸せに暮らしていくためには何が必要なのかを、個別の課題や、ニーズにしっ かり対応しながら、そして大きな流れを見ながら、よく言われる「虫の目、鳥の目」の 両方の視点を持って、富山市における障害福祉、保健福祉を進めていくというのがこの 自立支援協議会の役割ではないかと思っております。幸い、関係の皆様方、ワーキング チームも含めまして様々な分野の方が揃っておりますので、引き続き、また、更に新し い課題に取り組んでいければと考えております。委員の皆様のご協力を、是非よろしく お願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。次に、宮田会長より副会長の指名をお願いいたします。

(会 長)

副会長は、会長指名となっておりますので、社会福祉協議会の野尻会長さんに是非副会長をお願いします。

それでは議事に入らせていただきたいと思います。今日は少し時間も短いのですが、 たくさんの協議事項があります。

議題が1から6までありますが、まず前半の部分では、I富山市の障害福祉の現状について、それから、II障害福祉関係の法改正、先ほどのお話にもありましたとおり1障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、2発達障害者支援法、更には3成年後見制度利用促進法の制定について、委員の皆さんと共通理解し、今後の障害福祉のあり方について協議を進めたいと思います。それ以降については、また後半部分で取り扱いたいと思います。

それでは、まずはⅠとⅡについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

障害福祉の現状について資料1~18Pに基づき説明。

障害福祉関係の法改正ついて資料19~24Pに基づき説明。

(会 長)

ありがとうございました。ここまでが富山市の障害福祉の現状、並びに法律の改正あるいは新しく制定された中身のおさらいということになります。一通り説明がありましたので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(委 員)

成年後見制度の利用があまりないので、これから徐々に増やしていかなくてはいけないということですが、基本的な報酬がわからないですね。皆さんご存知かもしれないですが、障害者年金だけではなかなか利用しづらい。一体全体いくらお金を払えばいいのか。障害者年金の中から捻出するとなると、障害者の特徴としてお金の管理ができないですし。本当は一番利用すればよいのだと思いますが、できないというのが現状なので、できましたら例えば社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業のような具体的な金額がわかれば良いのですが、弁護士の方に聞いてもあまり言われない。

(会 長)

成年後見制度利用の促進ということもありましたし、そういう支援があるかも含めて 事務局にお願いします。

(事務局)

報酬につきましては、補助人、保佐人、後見人の方の大体1年間の活動状況で裁判所の方がその人の所得に応じて設定しておられるので、一概にいくらですとお示しできない状況です。市で行っていることとしては、低所得の方々に対しては、その費用を市が助成するという制度がございますので、実際に後見制度の活用が必要な方がおられた場合、個別にご相談いただけたらと思います。

例えばAさんとBさんが後見制度を活用したとします。Bさんはすごく活動量が多く、Aさんは1か月に1回の金銭管理をするだけ等、いろいろなレベルがあります。後見の内容も、身上看護や金銭管理などに分かれており、報酬を今お示しすることはできない状況です。裁判所もお示しできない状態です。ただ、委員さんのお知り合いのこの方というのがあれば、多分、目安がわかると思います。また、市民後見人の方が費用がかからないということはありますが、裁判所で選定されないと市民後見人に選ばれないので、難しい問題ではあります。

(委 員)

しつこいようですが、最低いくらくらい掛るのでしょうか。

(事務局)

最低と言ってよいかはわかりませんが、市が助成している直近の方で月1万ほどの方

がおられます。

(委 員)

私の施設の話ですが、措置で入所されて、当初は年金も使えない状態でした。その後、措置は解除されています。後見人がいたのですが、その時点では預貯金が無いので後見人の方からの請求はありませんでした。月1万でも年間12万になりますと生活できませんから、最初、報酬は発生していなかったのですが、少し預貯金が貯まった時点で家庭裁判所に報酬を申請され、月1~2万円の利用料が決定されたというケースがあります。結局、本来であれば、年金はその人のために生活費なりに全部使えるわけですが、障害年金2級ですと年間60数万になります。その中から12万とかそれ以上となると、旅行に行く等の目的を持って預貯金をしても使えなくなるという現状があります。今のケースで報酬がいくらとは言えないとは思いますが、家庭裁判所の方でモデルをいくつか示していただければ、後見を考える時に非常に参考になるのではないかと思います。

(事務局)

一つだけ、最初にお金がないから報酬が発生しないのではなく、後見人は1年間は活動量がわからないので報酬を請求できない、状況です。その活動量というのは、大体1年経った時点でわかりますので、遡って請求申請されています。お金が貯まったから請求している訳ではなく、裁判所は、1年経った時点で活動量に合わせて報酬を決定しているので、年金所得しかない方については、市にご相談に来ていただけたらと思います。

(委 員)

例えば低所得者の助成を認められた場合、その後毎年見直しをかけていくのか。期限 はあるのですか。

(事務局)

その人の所得ということよりも活動量によってなので、その方の状態が変わったり、 在宅の場合と施設の場合でも報酬が違ってきますので、一概に言えない状況です。ただ、 国も成年後見制度を活用しやすくするために今回の法施行があったので、社会福祉士、 弁護士、司法書士、行政書士という専門職の方々に加えて、市民後見制度が立ち上がっ てきたわけですから、これらもっと活用しやすいシステムになるように国も意識はして いるので、今日のご意見をまた裁判所にお伝えしていきたいと思います。

(委員)

ある程度の遺産を相続されたり、預貯金が高額になった方に対しては、後見制度支援信託といって信託銀行に預ける仕組みがありますが、今まであまりそのような言葉を聞かなかったので、その辺もこの研修(身体障害者知的障害者相談員研修会)で皆さんにお知らせして、その人にとって一番良いのはどういうことか、おしらせ頂けたらと思います。

(会 長)

はい、いろいろご提案ありがとうございました。障害をお持ちの方に限らず、特に高齢化ということでも、これからこの制度は、もっと必要になってくると思われます。そ

して、成年後見に至る前の社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業との連携も大切になってくると思います。そういう面でも体制の整備や連携の強化、あるいは利用、活用しやすいような啓発が必要なのだということです。とにかく複雑でわかりにくい、何となくわかるけれども非常に細かいルールになっているようです。その辺も広く市民の皆様に伝えて広報の強化が必要ですね。他にありますでしょうか。

では私から、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正ですが、自治体における障害児福祉計画の策定ということが書かれていますが、これは、従来の障害者福祉計画とは別に児童の計画を作るという理解でよろしいでしょうか。いつスタートでどうなるかについてお聞きしたいと思います。

(事務局)

国からはまだ具体的な説明はないのですが、一つには、これまでの障害者の計画の中に障害児のサービスを載せている自治体と載せていない自治体があったり、近年、障害児のサービスが児童発達支援、放課後等デイサービスをはじめすごく増えており、障害児の方も増えている中で、サービス量の見込みをしっかり計画を立てて提供していくということ、もう一つは、やはりサービスの内容を検討していくことがこの中で計画されていくことになるだろうと思います。平成30年の4月からのスタートになりますので、来年度の障害の計画策定の時期にあわせながら、並行して自立支援協議会の委員の皆様方のご意見をお聞きしながら策定していくことになると思います。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

(委 員)

サービス事業所の情報の公表制度を設ける、とありますが、これからの話でしょうか。

(事務局)

これからの話で、サービス事業所の公表というのは、介護保険の分野では既に始まっておりまして、障害の分野においても事業所の情報を公表していくというシステムになっていくということで法改正が行われております。

(委員)

これは30年4月1日から施行でしょうか。

(事務局)

施行日が30年4月1日ですが、介護保険の時と同じように、段階的に準備して4月1日に事業者全部の情報が公表される、ということではないです。

(会 長)

はい、ありがとうございました。これは、県が実施するのでしょうか。

(事務局)

はい、県が実施主体になります。

(会 長)

多分ホームページに掲載して、それを見ながらサービスを選んでくださいという趣旨 だろうと思います。専門職の数とか、ある程度サービスの質が推測されるということに なるでしょうか。

他にはよろしいでしょうか。では、一旦区切って、後ほど時間を見ながら全体の中で触れていただきたいと思います。そうしましたら、後半の部分に進みたいと思います。 III、IV、V、VIの仮称富山市まちなか総合ケアセンターと障害児支援室、地域生活拠点施設、就労支援、障害者支援施設の状況について説明をお願いします。

(事務局)

(仮) 富山市まちなか総合ケアセンターと障害児支援室 資料 25~26 P に基づき説明。

(会 長)

はい、それでは続いて、障害者の地域生活拠点施設について、説明お願いします。

(事務局)

障害者の地域生活拠点施設 資料 27~30 P に基づき説明。

障害者の就労支援 資料 31~32 P に基づき説明。

(会 長)

それではもう一つ、障害者支援施設について説明お願いします。

(事務局)

障害者支援施設の状況 資料 33~34 P に基づき説明。

(会 長)

はい、ありがとうございました。仮称富山市まちなか総合ケアセンターと障害児支援室、地域生活拠点施設、就労支援、そして防犯体制の現状について報告がございました。それぞれ関心の高いことでもありますでしょうか。ご遠慮なくご質問いただきたいと思います。特に仮称富山市まちなか総合ケアセンターは、次第に形も見えてきて、あと半年でオープンとなります。何かと注目や期待も大きいと思いますが。

(委員)

仮称富山市まちなか総合ケアセンターの件ですが、この趣旨の中に 24 時間、障害者とその家族、地域住民と書いてあります。私の施設の利用者ですが、例えば今から家に帰って調子が悪くなり病院に行きたいとなった場合、今は、医師会救患センターを受診していますが、長時間待たされる、その間に体力は消耗するので待てない、ではどうすれば良いのかという話もあるものですから。資料の中にまちなか診療所と記載があるのですが、これは訪問だけの話と理解してよろしいですね。それと、仮称富山市まちなか総

合ケアセンターと、次の障害者の地域生活拠点施設、多分これも関係してくるのではと 思っているのですが、そのような考えでよろしいでしょうか。

(会 長)

2点ありましたが。

(事務局)

ご質問の趣旨は、この仮称富山市まちなか総合ケアセンターと次の地域生活拠点施設が関係しているかということでしょうか。

(委 員)

できれば、仮称富山市まちなか総合ケアセンターの中で24時間、例えば障害者の方が苦しくなった時、タクシーに乗ってきてここで一切を見てもらう、という訳にはいかないのですね。

(事務局)

ここでお示ししております、まちなか診療所の機能につきましては、24 時間体制で組むことにはしておりますが、主に訪問診療を主としております。例えばかかりつけ医との関係の中で依頼があるとか訪問診療の必要があるとか、そういった情報があった方に実施していく予定でおります。ですので、救急とか緊急対応という機能ではない、ということをご了解いただきたいと思っております。

(委 員)

今かかりつけの話が出たのですが、利用者自身が、暫くしたら治るだろう、費用もかかるしお金も無いし行き方もわからないと言って、かかりつけ医を持たない方がいるので困っております。普通はかかりつけ医に紹介状を書いてもらって総合病院などを紹介してもらうことになっていますが、障害者の方もかかりつけ医を持たなくてはいけないということでしょうか。

(事務局)

そうですね。障害者の方も本来、身体のこと、心のことでかかりつけ医を持つことが必要であると思います。精神科の先生がかかりつけ医ではないと思っておられる方がたくさんおられますが、精神科の先生がかかりつけ医で、精神科の先生から紹介をうけることができます。自分が受診や相談されている先生が、かかりつけ医と考えていくことが、最初の一歩であると思います。それ以外に、自分の地域で内科や、総合診療等の先生をかかりつけ医に持つことが次のステップとなると思います。障害者の方が、生活習慣病など二次障害になる方が多く、健康管理がすごく重要なので、そのような意識の啓発が必要であると私達も思っているところです。

(委員)

まちなか診療所は24時間対応と書かれていますが、今かかっている医者から紹介状を もらったら、24時間、何か起きた時にまちなか診療所から来られるということでしょう か。

(事務局)

まちなか診療所は、往診を専門にしております。往診が必要な寝たきりの方や障害を持って在宅療養をしておられる方で往診が必要な方について、往診をしていない先生方もおられるので、契約を結んで利用されるということです。その中で24時間きちんと見守るというものです。精神科救急とは違います。

(委員)

常時医師がいる訳ではないのですね。地域に出ておられる先生を利用してやるわけではないのですか。

(事務局)

それは、少し違います。

(部 長)

訪問診療が主になってきますので、医師(総合診療医)は、外に出て行くことになります。では、どのような患者さんに訪問するかについては、先ほど申し上げました、かかりつけ医の要請や訪問診療が必要な方ということで情報を得ている方になります。

(委 員)

ということは、まちなか診療所に「このような人がいるので行って欲しい」ということを情報提供された人に対して、ということですね。必ずかかりつけ医からの紹介状がいるわけですね。

(事務局)

かかりつけ医から自分の診ている患者さんで、往診が必要な方を「お願いします」と依頼があって初めてまちなか診療所の先生が患者さんの所に往診に出られる、ということになります。まちなか診療所が訪問する在宅療養患者さんを24時間見守ります、といことです。

(委 員)

様々な専門の先生がおられるということでしょうか。

(事務局)

総合診療医です。だから、例えば夜に精神的に緊急受診が必要という場合には違うと思って下さい。また、そのようなことに取り組もうとしている先生がおられるとお聞きしていますが、まちなか診療所では在宅で療養しておられる方という枠組みが今決まっています。

(会 長)

今の説明でよろしいでしょうか。他にご質問はございますか。

(委員)

富山市は範囲が広いですが全域ですよね。

(部 長)

全市を対象にしていますので、大山、八尾など遠い所もありますが、かかりつけ医の 要請があれば訪問することにしております。

(委 員)

地域生活支援拠点施設については、これからということですが、目的に障害者の方々の高齢化、重度化、親亡き後も見据えてということが書いてありますが、65歳以上の障害の方もここで支援をしていくという意味合いでしょうか。対象となる方はどのような方ですか。

(会 長)

高齢障害者の問題ですね。

(事務局)

これについては、目的が高齢化、重度化、親亡き後という3点の中で、親御さんが亡くなった後も障害者の方が地域で生活できるように、という趣旨でつくっていくことになります。市としてどうしていくかについては、これから皆さんのご意見を聞きながらの検討だと思います。高齢障害者のサービスについては、厚生労働省も障害福祉サービス事業者が介護保険サービス事業者の指定を受けやすいような仕組みを、次の平成30年4月1日施行で新しい体系を考えております。今ある富山型デイというのは、介護保険の指定事業者さんが障害の基準該当になっています。そうではなく、障害の方々がずっと今まで通ってきた障害のデイサービスを65歳以上になっても継続して利用するために、その障害のデイサービスが介護保険の指定をどのように受けるか、という逆のサービス体系を国が検討しているので、そのようなことを踏まえてという形になります。

(会 長)

本市の障害福祉計画では、平成29年度末までに整備するとなっております。時間があるような無いような。そうなると面的整備なのか多機能拠点型整備なのか、見えてくるような気もするのですが。

(事務局)

少し補足させていただきます。第4期障害福祉計画を策定する段階において、国や県、 圏域の中でそのような文言が全国一律に計画方針として盛り込まれたわけですが、整備 状況を見ていただいてもわかりますように、全国的にも、今、検討しているところです。 多分、今期に全て整備するということは難しい、という動きが出ています。市の計画で も整備することとなっていますが、実際のところ、慌てて面的、多機能型という結論を 出せないのではないかと感じています。24時間体制ということになっていますので、24 時間安心して見守る事をどう実現していくか、どんな仕組みなら良いのか等課題もあり、 時間をかけて議論することが必要と感じています。担当者レベルでは、委員の皆様のご 意見を聞いて計画を策定していますので、また皆様のご意見をお聞きしていきたいと思 っております。

(会 長)

次の計画を検討する中で、仕切りなおしという感じなのでしょうか。

(委 員)

やまゆり苑での大きい事件がございまして、自分の施設でも本人からとか色んな方か ら意見を聞いたり、このようなことを無くする為にどうするか、ということも話し合っ ています。犯人の措置入院や施設の防犯体制の強化、といったことが第一義に挙げられ ておりますが、やはり知的障害者に対する地域の理解というのが、こんなものだったの かと驚きました。それと合わせてネット上でも、犯人の主張していることには頷けるも のがある、という同意するような意見も見られたわけです。まだまだ障害者に対する理 解は、思ったより進んでいないということで、当会としてもいろいろな研修会や勉強会 を行っていますが、組織内部でのことが多いわけです。外部に対してもっと理解を求め る努力が足りなかった、という反省に立ち、今年に入ってから富山県の警察に対して、 障害者のことを理解して欲しい、ということで小冊子を配り、私どもが手分けして説明 に回りましたが、警察に限らず地域の中でどうアピールしていくか、理解してもらうよ うな事をしなければいけないのではないかと思っております。私どもが主体となってや っても、やはり地域にはいろいろな機関がございます。社会福祉協議会もございますし、 そういった所にも働きかけてやりたいと思いますが、行政の協力も是非その節はお願い したいわけです。具体的な進め方についてはまだ出てはきていませんが、取り掛かって いきたいということで、その点での相談にものっていただきたいと考えております。

(会 長)

ありがとうございます。実は昨日、県の社会福祉審議会の会議がありまして、そこでも同じような発言がありました。もっと広く地域住民の意識も含めて変えていく必要があるのではないかということで、35年前の国際障害者年の時の盛り上がりと言いますか、この後また、パラリンピックも4年後に来ますので、それに向けてもう一度心のバリアを崩していくことも必要ではないかと思います。その時には、福祉教育やボランティアセンターの活動、また、もう一度学校と連携したあるいは地域と連携した取り組みが大事かと思っておりますが、そういった見地で何かございましたらお願いします。

(委 員)

そのような問題について広く理解を求めていくために、社協でも地区校下で福祉懇談会を開催しているのですが、そういう所で一つのテーマとして皆さんに訴えて理解を求めていくようなことを地道にやっていくしかないのだと思います。

(会 長)

さっき話されていました、ネット社会での心無い意見と言いますか、非常に逆行するような意見が出てきており、やってもやっても十分ということはないと思うのですが、 行政でも是非、教育委員会での社会教育等も含めて、もう一度意識改革をやろうではないかという取り組みが必要ですが。

(委員)

今、教育と言われたのですが、私は元々近くに知的障害者の施設のある地区の出身で、

施設の方々がいろいろな地域の行事に出てきておられたので、小さい頃から知的障害の 方々がいるものだという環境で育っておりました。知的障害者の方を見ても特段何も思 いませんでした。それから何十年も経っておりますので、今の世の中では運営的にも難 しいのかと思いますが、地域に出て共生していくと言うか、おられるのが当たり前とい う感じで、ごくごく自然のあり方であったと思います。

(会 長)

社協さんでは、ふれあい福祉フェスティバルを各地でやっておられると聞いております。こういう取り組みはもっと必要になってくると思われるのですが、いかがでしょうか。

(委 員)

今言っておられたふれあい福祉フェスティバルのようなところは、軽度の障害者が中心ですけれども、積極的に出向いて一緒になって知ってもらうというような、普段から付き合ったり、触れ合ったりすると別に違和感はないです。ところが、全く障害者の方と触れ合う機会がない人は、特に重度の方であると、びっくりしたり、拒絶反応を示す方もおられます。慣れというか積み上げが必要なのだろうと思います。特に重度の方は施設入所をしますので、重度の方と地域で触れ合う機会というのは少ないのだと思います。ただ、先ほどの話にあったように、重度の方が中心に入所している施設の地域の方は、日頃から触れ合っておられますから、別に違和感も無く、むしろ親密になるものですから、やはり平生から触れ合う機会を増やすことが一つ大きな決め手になるのではないかという気がします。他府県では、お子さんを保護者が一緒に連れて行って、そこでいろいろな行事にも参加するという取り組みもされております。

(委 員)

私の知る施設は、主に車椅子の方の施設で、障害者の方のお世話をしておりますが、 開放的で、ボランティアの方や家族の方が自由に出入りできます。安全と開放の両立は 難しいのですが、カメラ等の機械があれば、リスクを少しでも低くするなら整備してい けるのでは、と思っております。またよろしくお願いいたします。

(会 長)

いろいろな意見をいただきましたが、そろそろ終わりの時間が近づいております。後半部分、前半部分も含めて何かご意見、質問でも結構ですから頂戴できますか。今日配布された資料について、何か説明はありますか。

(事務局)

専門ワーキング等の報告につきましては、ご確認いただいてということでご了解ください。

(会 長)

その他はございましたでしょうか。もし何かあればまた、事務局の方に聞いていただくこととしまして、本日の議題1番から6番の区切りとさせていただきたいと思います。 たくさんの関心事、又は課題を共有させていただき、ありがとうございました。事務局 の趣旨をお組み取りいただきまして、是非一歩でも二歩でも前に、今後予算要求の時期 になってきますので、富山市が先進的にリードしていけるようご助力いただければ幸い でございます。それでは以上で終わりにしたいと思いますが、事務局から連絡はありま すか。

(事務局)

どうもありがとうございました。事務局から次回の全体会の開催についてですが、年が明けてからを予定しております。日時については、12月に入りましたら、委員の皆様にスケジュール調整のご案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、各委員におかれましてはご出席をいただき、いろいろと貴重なご 意見などいただき、ありがとうございました。これを持ちまして、本日の協議会を閉会 させていただきます。どうもありがとうございました。